2　調停委員会を組織する家事調停委員は、家事調停の手続における証拠調べにおいて、調停委員会を組織する裁判官に告げて、証人、当事者本人又は鑑定人を尋問することができる。

（調停前の処分に違反した場合の制裁の告知・法第二百六十六条）

第百二十九条　調停委員会（裁判官のみで家事調停の手続を行う場合にあっては、その裁判官。第百三十一条において同じ。）は、法第二百六十六条第一項の処分を命ずる場合には、同時に、その違反に対する法律上の制裁を告知しなければならない。

2　調停委員会を組織する裁判官が法第二百六十六条第二項の規定により同条第一項の処分を命ずる場合には、当該裁判官は、同時に、その違反に対する法律上の制裁を告知しなければならない。

第四節　調停の成立

（調停の成立の通知・法第二百六十八条等）

第百三十条　調停が成立したときは、裁判所書記官は、当事者（法第二百七十条第一項の規定により調停条項案を受諾する旨の書面を提出した者に限る。）及び利害関係参加人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2　次の各号に掲げる事項についての調停が成立したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該各号に定める者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。

一　離婚、離縁その他戸籍の届出又は訂正を必要とする事項（親権者の指定及び変更を除く。）　当該調停に係る身分関係の当事者

二　親権者の指定又は変更　子

（調停条項案の書面による受諾の手続・法第二百七十条）

第百三十一条　調停委員会が法第二百七十条第一項の規定により調停条項案を提示するときは、書面に記載してしなければならない。この書面には、同項に規定する効果を付記するものとする。

2　法第二百七十条第一項に規定する調停条項案を受諾する旨の書面の提出があったときは、調停委員会は、その書面を提出した当事者の真意を確認しなければならない。

第五節　調停の成立によらない事件の終了

（調停をしない場合等の取扱い・法第二百七十一条等）

第百三十二条　法第二百七十一条の規定により家事調停事件が終了したときは、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2　法第二百七十二条第一項（法第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により家事調停事件が終了したときは、裁判所書記官は、利害関係参加人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3　第一項の規定は、家事調停の申立ての取下げがあった場合について準用する。

第六節　付調停等

（訴えの取下げの擬制等の通知・法第二百七十六条）

第百三十三条　法第二百七十六条第一項の規定により訴えの取下げがあったものとみなされたときは、裁判所書記官は、当該訴えに係る訴訟が係属していた裁判所に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2　法第二百七十六条第二項の規定により家事審判事件が終了したときは、裁判所書記官は、当該家事審判事件が係属していた裁判所に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第二章　合意に相当する審判

（審判の確定の通知・法第二百七十七条）

第百三十四条　法第二百七十七条第一項の審判（法第二百七十四条第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合にあっては、審判に代わる裁判。以下この条及び第百三十六条において同じ。）について、法第二百七十九条第一項の規定による異議の申立てがないときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該審判に係る身分関係の当事者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。当該審判について、同項の規定による異議の申立てを却下する審判が確定したときも、同様とする。

（異議の申立ての方式・法第二百七十九条）

第百三十五条　法第二百七十九条第一項の規定による異議の申立ては、書面でしなければならない。

2　当事者が前項の異議の申立てをするときは、同項の書面には、異議の理由を記載し、かつ、異議の理由を明らかにする資料を添付しなければならない。

3　利害関係人が第一項の異議の申立てをするときは、同項の書面には、利害関係を記載し、かつ、利害関係を有することを明らかにする資料を添付しなければならない。

第三章　調停に代わる審判

（審判の確定の通知・法第二百八十四条）

第百三十六条　次の各号に掲げる事項についての法第二百八十四条第一項の審判について、法第二百八十六条第一項の規定による異議の申立てがないときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該各号に定める者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。当該審判について、同項の規定による異議の申立てを却下する審判が確定したときも、同様とする。

一　離婚、離縁その他戸籍の届出又は訂正を必要とする事項（親権者の指定及び変更を除く。）　当該審判に係る身分関係の当事者

二　親権者の指定又は変更　子

（異議の申立ての方式等・法第二百八十六条）

第百三十七条　法第二百八十六条第一項の規定による異議の申立ては、書面でしなければならない。

2　第百三十二条第二項の規定は、法第二百八十六条第五項の規定により法第二百八十四条第一項の審判が効力を失った場合について準用する。

第四章　不服申立て等

（家事調停の手続においてされた裁判に対する不服申立て及び再審・法第二百八十八条）

第百三十八条　家事調停の手続においてされた裁判に対する不服申立て及び再審については、特別の定めのある場合を除き、それぞれ前編第一章第二節及び第三節の規定を準用する。

第四編　履行の確保

（義務の履行状況の調査及び履行の勧告の手続における嘱託等・法第二百八十九条）

第百三十九条　法第二百八十九条第二項又は第五項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による嘱託の手続は、裁判所書記官がする。

2　法第二百八十九条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による許可があった場合における同条第六項の記録の閲覧等又はその複製の請求に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

3　第三十五条の規定は、法第二百八十九条第一項の規定による調査及び勧告の事件の記録の閲覧等について準用する。

（義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等・法第二百九十条）

第百四十条　家庭裁判所は、法第二百九十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による義務の履行をすべきことを命ずる審判をする場合には、同時に、義務者に対し、その違反に対する法律上の制裁を告知しなければならない。

2　前項に規定するもののほか、同項の審判の手続については、第二編第一章に定めるところによる。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則（以下「新規則」という。）は、法の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条　新規則は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号。次条において「整備法」という。）第四条に規定する事件以外の家事事件の手続について適用する。